○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる

告

示

目

次

推県

進活

課躍

: \_

○病院の長、老人ホームの長、

身体障害者支援施設の長及び

老人ホー

事

務

局

:

깯

選挙管理委員会

保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、

身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…

○マイクロソフトボリュームライセンス賃貸借契約に係る一

公安委員会

**会** 

計

課

:

Ħ.

X

分

〇右

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……

(会計課)

: 四

(行政経営課)

: ≡

公

告

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………

として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並

:

(医療薬務課)

福障

祉が

課い

: :

 $\equiv$  $\equiv$ 

第八百三十号

十月二十三日

令和六年

# 青森県告示第五百五十三号

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。 青森県青少年健全育成条例 (昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

令和六年十月二十三日

青森県知事

宮

下

宗

郎

1当长0	一三宝五	番指 号定		
	書籍	種 別		
50代からの男のゴ 雑誌一:	ISBN九七八―!鬼畜島ダスト・エ	名		
八三九九―一〇二四年十月号		称		
社株式会社一水	ド社 会社リイ	作者)名		
項第一号 第十二条第一	項第二号 第十二条第一	該当条項		

# 青森県告示第五百五十四号

二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を ので、同令第二十一条第二号の規定により公表する 行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があった 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百

令和六年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 郎

の指 区定 分医					
E	E				
名	<b>Z</b> 1				
名	を 行 う 医 療主として指定難病				
称	うだ				
所	医定				
在	機診				
地	関断				
診担 療 科 名					
年変 月 日更					

示

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
定医	難病指	定医	難病指		定難 医病 指	<u> </u>	定難 医病 指		定難 医病 指	定難 医病 指		
金オ	<b>令</b> <b>大</b>	里占	野呂		Щ		伊 藤		福德	中島		
作章	伸章		大 甫		公 平	裕也		達宏		康爾		
央 病 院 立 中	院森市民病	央 病院 立 中	院森市民病	央 病 院 立 中	タ合機人独 1 医構弘立行 療引前病 と 対総院法	央病院 青森県立中	民病 院 市立市	央 病 院 立 中	タ合機人独 1 医構立立 療弘病 で が が が が が が が が に が が が が が り に が り が り	タ合機人独 1 医療弘 療 型 が が が が が が が に が が が が に が り が り が り が	院学弘 部 附 属 病	
丁目一の一	目一四の二〇 青森市勝田一丁	丁目一の一青森市東造道二	目一四の二〇 青森市勝田一丁	丁目一の一青森市東造道二	町一 弘前市大字富野	丁目一の一青森市東造道二	月一の一 八戸市田向三丁	丁目一の一青森市東造道二	町一 弘前市大字富野	町一 弘前市大字富野	五三	
外科	外心 科臓 血 管 科		血 液 液 内 内 内 科		新生児科	ンター 中治療児 マ治集	整 形 外 科		皮 膚 科			
" "		<i>y</i>	"		<b>☆</b> 四 一		∴  -		四令 · 和 四· 一			

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指		Î	定難 医病 指	定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定難 医病 指		定医	難病指
	差波	齋藤     髙田       藤暦     田田				oxplus		加藤	田中				
	拓志		信哉	秀		行 雅		恒		朋		誠悟	
白生会クリ	院生会 胃腸病 病	白生会クリ	院生会胃腸病 腸病	白生会クリ	院生会 胃腸病 病白	白生会クリ	院生会 胃腸病 病白	通村診療所東	合 一 一 下 部 事 長 養 組	央 病院 中	院学弘 部 附 属 病	央 病院 立 中	たつ総合病
	一平五 井川川 四市 二二 の中		・ 平 井町 一四 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 一 の 二 の 一 の に う に う に う に う に う に う に う に う	_	平井所 田川原市 四二字中	一 平井町一四二の 四二の の の の		七の子又字里一	下北郡東通村大	丁目一の一青森市東造道二	五弘三前市	丁目一の一青森市東造道二	丁目二の八町一
器科外 内 `科 科消 ` 化内			整形外科	7	科 科 内	器科外 科 、科 泌 、 尿内		外科 科 、、 科 整小 形 思 形 形	科科内 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1	料 循 器 内	産科	産婦人科
	" " "			∴·10·	六· 九· 一			六· 九· 一		,			

変更後	変更前							
定 医 派 打	対							
珍 田								
大輔								
院学弘 部大 属 病医								
五三五三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二								
疫内科消 内科、化 科、血器 免液内	内科消 科、化 血器 液内							
"								

# 青森県告示第五百五十五号

則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により公示する。令和六年度准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規

令和六年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 試験の期日及び場所

期日 令和七年二月十三日(木)

2

場所

青森市横内神田一二の一

青森中央学院大学

## 受験願書受付期間

合は十一月二十九日(金)までの消印のあるものは有効とする。 令和六年十一月二十五日(月)から同月二十九日(金)まで。ただし、郵送の場

### 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康医療福祉部医療薬務課医務指導グループ

#### その他

四

社部医療薬務課医務指導グループ(電話 ○一七―七三四―九二九一)に問い合わ受験願書用紙は原則として郵送による請求とするので、事前に青森県健康医療福

試験について不明な点は、同窓口に問い合わせること。

せること。

青森県告示第五百五十六号

の二十五第一号の規定により公示する。より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の三第一項の規定に

令和六年十月二十三日

:

青森県知事

宮

下

宗

郎

ララス 合同会社ク	ララス 合同会社ク	名称	指定障害児通
一 丁目一一の一 青森市浪岡福田	一 丁目一一の一 青森市浪岡福田	の 所 在 地主たる事務所	通所支援事業者
ビデイサー 大課後等	支援産発達	種序 類 表 <i>0</i>	所障 医児 の通
ポートみら	ポートみら	名	行障害児
らサ	らサ	称	通
一黒 丁石 目市	一黒 丁石 目市	所	事 業
日 九追 二子	九追	在	業事業
	二子野木	地	所を
"	六 十 0 二 五	年月日	指定

#### 公

#### 告

# 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和六年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗

郎

物品等の名称及び数量

Microsoft社ソフトウェアの使用権許諾 一式

(4 )

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県総務部行政経営課

三 契約の方法

青森市新町二丁目四の三〇

随意契約

兀 契約の相手方を決定した日

契約の相手方の名称及び住所 令和六年九月十日

Ŧi.

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

契約金額

六

三千九百二十三万三千四十円

月相当分である。 に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和六年九月十九日から令和十年二月 一十九日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、六か 、本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

青

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

で、 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令 同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 郎

特定役務の名称及び数量

運転免許証作成システム改修業務委託 二式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の

 $\equiv$ 契約の方法

随意契約

契約の相手方を決定した日

四

令和六年九月二十四日

契約の相手方の名称及び住所

Ŧī.

株式会社DNPアイディーシステム

東京都新宿区市谷加賀一丁目一の一

六 契約金額

三千七百五十七万千六百円

七 随意契約の理由

八

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

ものである。

#### 選 挙 管 理 委 員

# 青森県選挙管理委員会告示第七十九号

改正する。 き病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべ 平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号(病院の長、 老人

令和六年十月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 德

一の表中

増田病院 増田病院 医療法人白生会胃腸病院 " " 字新町四 字中平井町一四二の 字新町四

を

3

#### 安 委 員

# マイクロソフトボリュームライセンス賃貸借契約に係る一般競争入札

一年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

令和六年十月二十三日

青森県警察本部長 小 野 寺 健

# 一般競争入札に付する事項

む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。 次に掲げる物件の賃貸借期間におけるライセンスの調達、 設定等の事務手続を含

マイクロソフトボリュームライセンス 一式

#### 賃貸借期間

減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することが 令和七年一月一日から同年十二月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の

### 導入場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の一

級に格付された者であること。 の規定又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資 の一の規定により、 OA機器又はソフトウェアの賃貸借契約についてAの等

- 事の指名停止の措置を受けていない者であること。 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、 知
- これに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは

に改める。

- 履行体制等が整備されていることを証明した者であること。 納入するライセンスについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び
- 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

Ŧi.

5

排除要請が継続している者でないこと。

- により、審査を受けなければならない。 いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ
- 提出時期等
- 容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに 十八日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年十一月
- ないものとする。 ○の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ

応じなければならない。

- 一の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

〇一七—七二三—四二一一

六 入札書の提出場所等

- 1 青森市新町二丁目三の一 入札書の提出場所、 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
- 青森県警察本部会計課調度係
- 電話 〇一七—七二三—四二一一
- 2 入札書の提出期限

た入札は、無効とする。

3 開札の場所及び日時 青森市長島一丁目一の一 令和六年十二月四日 午前十時

令和六年十二月四日

青森県庁地下会議室

号 の規定により免除とする。 青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条第一項第二 七

入札保証金に関する事項

上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、 契約保証金に関する事項 賃貸借期間中初年度の契約金額 (翌年度以降は各年度の契約金額) その全部又は の百分の五以

部の納付を免除することとし、翌年度についても同様とする。

保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約

ないこととなるおそれがないと認められるとき。 を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行し

九 契約書の取り交わし時期

+落札者の決定方法 落札決定の日から七日以内

予定価格の制限の範囲内で、 最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反し 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付

入札書の記載方法 落札決定に当たっては、

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 捨てた金額)をもって落札価格とするので、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当 消費税及び地方消費税に係る課税

> 三か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち

額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額 があるときは、 落札価格をもって令和六年度の契約金額とする。 その端数を切り捨てた金額)とする。 ただし、 (当該金額に一円未満の端数 令和七年度の契約金

SUMMARY

Nature a n d quantity o f t h e products

t o bе leased:

(1) Microsoft Volume

License,

2 Specific f oth er products ation a n d w i 1 1 q u a nti е rete

t O

b i d

explanation

0 i m e imit f o r tender:

0:00 P Z De c ember

Contact point for t h Φ notice:

 $\omega$ 

inanc e Division,

Supply

Section

Aomori Prefectural Ро HQ

Shinmachi

Aomori City, Aomori 030 - 0801

Japan

ΈL 0 1 723-42

番 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行